

第1章

下北地域県民局 地域健康福祉部の概要

1 管内の概況

(1) 管内の状況

管轄地域は、青森県の北東部、下北半島の大半を占め、三方を海(太平洋、津軽海峡、陸奥湾)に囲まれ、南は上北地方と接しています。

1市1町3村からなり、面積は1,416.08 km²で、本県の14.68%を占めています。

地勢は、むつ市内を流れる田名部川の低地を挟み、東部はなだらかな丘陵台地を形成して単調な海岸丘陵地域に続き、西部は釜臥山を頂点とする急峻な山地が海岸まで迫る山岳地帯となっています。集落は狭い海岸地帯及び田名部川、大畑川、川内川など中小河川流域に形成されています。

気象は、東部は春の終わり頃から夏にかけて吹く偏東風(通称「やませ」)のため冷涼な日が多く冷害に見舞われやすく、西部は冬季に季節風の影響で積雪が多くなります。

※参考資料

面積：令和2年10月1日現在(国土交通省国土地理院全国都道府県市区町村別面積調)

(2) 人口、産業、就業者数、所得

管内人口は、67,766人(令和2年10月1日現在)で県計の5.51%を占め、人口密度は47.9人/km²となっています。

管内の年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)7,082人、生産年齢人口(15～64歳)36,623人、老年人口(65歳以上)23,725人となっています。

管内の産業構造を産業別就業者数で見ると、第1次産業は3,390人(10.0%)、第2次産業は7,452人(22.0%)、第3次産業は23,070人(68.0%)となっており、第3次産業が高いウエイトを占めています。

管内の人口1人当たり市町村民所得は2,401千円、むつ市が2,362千円、下北郡が2,551千円となっています。

※参考資料 人口：令和2年青森県の人口(青森県企画政策部統計分析課)

管内人口の総数には年齢不詳者を含む。

人口密度：人口÷面積(令和2年10月1日現在)

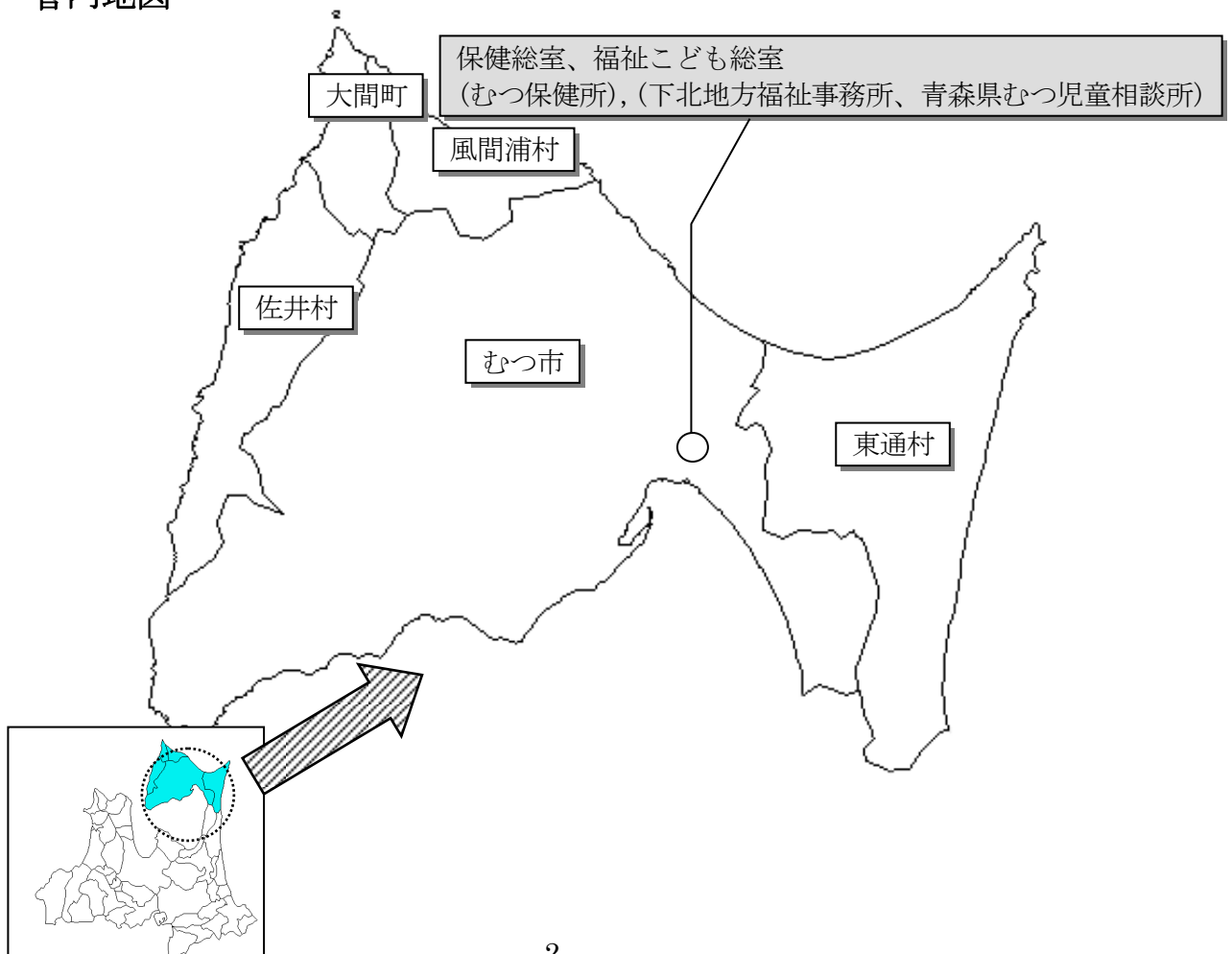
産業別就業者数：平成27年国勢調査(総務省統計局)

市町村民所得：平成30年度市町村民経済計算(青森県企画政策部統計分析課)

概況のデータ

項目	単位	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	郡計	管内計	県計
総面積	km ²	864.12	52.10	295.27	69.55	135.04	551.96	1,416.08	9,645.64
人口総数	人	53,729	4,641	5,902	1,666	1,828	14,037	67,766	1,230,715
人口密度	人/km ²	62.2	89.1	20	24	13.5	25.4	47.9	127.6
年少人口	人	5,725	482	618	132	125	1,357	7,082	129,399
生産年齢人口	人	29,415	2,450	3,160	768	830	7,208	36,623	676,623
老年人口	人	18,314	1,649	2,124	766	872	5,411	23,725	413,443
第1次産業就業者数	人	1,386	612	960	199	233	2,004	3,390	75,300
第2次産業就業者数	人	5,591	566	854	208	233	1,861	7,452	124,032
第3次産業就業者数	人	19,002	1,380	1,650	547	491	4,068	23,070	407,585
1人当たり 市町村民所得	千円	2,362	2,456	2,789	2,259	2,289	2,551	2,401	2,507

管内地図



2 沿革

(1) 地域健康福祉部の沿革

- 平成14年 4月 組織機構の統合により、むつ保健所、下北地方福祉事務所、青森県むつ児童相談所からなる下北地方健康福祉こどもセンターが新設され、総務企画室が設置される。
- 平成18年 4月 地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部となる。
- 平成19年 4月 組織改正により、総務企画室が企画調整室となる。
- 平成20年 4月 組織改正により、企画調整室が廃止される。

(2) 各総室の沿革

ア 保健総室（むつ保健所）

- 昭和21年 2月 日本医療団大湊病院大平分院内に青森県大湊保健所として創設
- 昭和34年 9月 大湊田名部保健所と改称（市制施行）
- 昭和35年 8月 むつ保健所と改称（市名改称）
- 昭和40年 12月 大湊庁舎新築
- 平成14年 4月 組織機構の統合により、下北地方健康福祉こどもセンター保健部（むつ保健所）となり、保健予防課、生活衛生課（環境衛生課を改称）健康増進課の3課体制となる。
- 平成18年 4月 地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部保健総室（むつ保健所）となる。
- 平成19年 4月 組織改正により、保健予防課を改称し指導予防課となる。
- 平成28年 4月 むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、下北地方福祉事務所、青森県むつ児童相談所とともに同庁舎へ移転した。

イ 福祉こども総室（下北地方福祉事務所）

- 昭和26年 10月 田名部町大字田名部柳浦1番地（現むつ松木屋）に下北社会福祉事務所として発足し、庶務課、福祉課の2課体制となる。
- 昭和29年 5月 郡部福祉事務所統廃合により、下北地方福祉事務所となる。
- 昭和42年 9月 むつ合同庁舎新築完成により移転（むつ市中央1丁目1番8号）
- 昭和54年 4月 新福祉事務所構想にもとづく新体制（福祉六法総合担当制）により、総務課、福祉第一課、福祉第二課の3課体制になる。
- 平成5年 4月 組織機構の再編（福祉四法総合担当制）により、総務課、福祉調整課、福祉推進課の3課体制となる。
- 平成14年 4月 組織統合により、下北地方健康福祉こどもセンター福祉部（下北地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる
- 平成15年 4月 組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
- 平成16年 4月 組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
- 平成17年 3月 市町村合併により川内町、大畑町、脇野沢村について、生活保護、児童扶養手当、特別障害者手当の事務を新むつ市へ委譲する。

- 平成18年 4月 地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室（下北地方福祉事務所）となる。
- 平成20年 4月 組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室となり、福祉調整課、保護課（下北地方福祉事務所）、子ども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
- 平成28年 4月 むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、青森県むつ児童相談所とともに同庁舎へ移転した。

ウ 福祉子ども総室（青森県むつ児童相談所）

- 平成 9年 4月 青森県中央児童相談所むつ支所がむつ合同庁舎内に開設
- 平成14年 4月 組織機構の統合により、青森県中央児童相談所むつ支所から下北地方健康福祉子どもセンター子ども相談部となるとともに、青森県むつ児童相談所に格上げとなり、子ども相談第一課、子ども相談第二課の2課体制となる。
- 平成18年 4月 地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室（青森県むつ児童相談所）となる。
- 平成19年 4月 組織改正により、課を廃止し、次長を置く。
- 平成20年 4月 組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室となり、福祉調整課、保護課（以下、下北地方福祉事務所）、子ども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
- 平成28年 4月 むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、下北地方福祉事務所とともに同庁舎へ移転した。

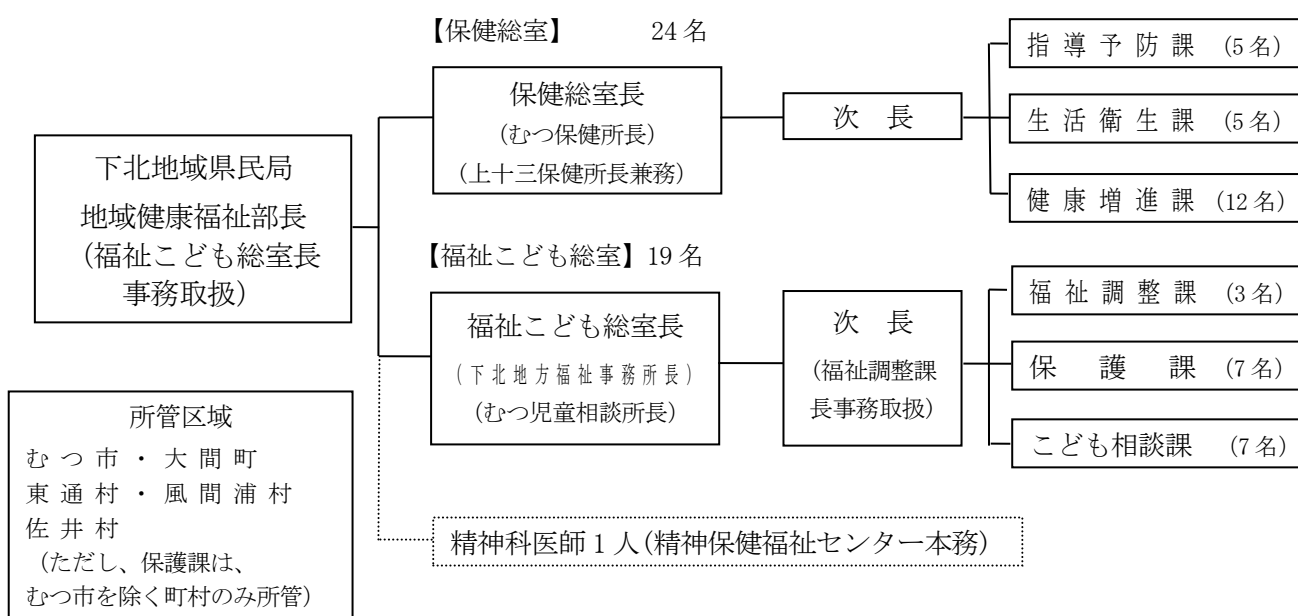
3 機構図と分掌事務

平成14年4月から、県の出先機関である保健所、地方福祉事務所、児童相談所を、県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約した「健康福祉こどもセンター」が新設されました。

さらに、平成18年4月からは、市町村等との連絡・連携を一層密にしながら、ともに地域づくりを進めていくため、試行的に、総合的な出先機関である「地域県民局」が、中南（弘前市）・三八（八戸市）・下北（むつ市）の3地域に設置され、「健康福祉こどもセンター」は「地域健康福祉部」という名称に改められました（平成19年4月からは、東青（青森市）、上北（十和田市）、西北（五所川原市）にも県民局が設置され、6県民局体制になっています）。

また、平成20年4月の機構改革により、企画調整室が廃止され、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室となりました。

(1) 機構図（令和3年4月現在）



(2) 分掌事務

○保健総室

指導予防課

- ・ 健康危機管理に関すること
- ・ 医務及び薬務に関すること
- ・ 地域保健に係る統計に関すること
- ・ 地域保健医療計画及び地域保健医療推進協議会に関すること
- ・ 下北地域県民局地域健康福祉部内の連絡調整及び連携に関すること
- ・ 収入未済金の収納対策の総括に関すること

生活衛生課

- ・ 食品衛生に関すること
- ・ 化製場等に関すること
- ・ 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること
- ・ 理容業及び美容業に関すること
- ・ クリーニング業に関すること
- ・ 墓地及び埋葬に関すること
- ・ 建築衛生一般に関すること
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- ・ 水道に関すること
- ・ 飲料水の改善に関すること
- ・ 温泉に関すること
- ・ 遊泳用プールに関すること

健康増進課

- ・ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること
- ・ 健康福祉対策の実施に関する企画及び調整に関すること
- ・ 母子保健に関すること
- ・ 健康づくり対策に関すること
- ・ 栄養改善に関すること
- ・ 介護予防に関すること
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- ・ 難病対策に関すること
- ・ 歯科保健の推進に関すること
- ・ 人材育成に関すること
- ・ 結核保健指導に関すること
- ・ 感染症、その他の疾病の予防に関すること
- ・ 予防接種に関すること
- ・ 医師臨床研修、学生等実習に関すること

○福祉こども総室

福祉調整課

- ・ 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関する事
- ・ 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関する事
- ・ 要保護女子の更生援護に関する事
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事
- ・ 社会福祉統計に関する事
- ・ 災害救助法及び防災に関する事
- ・ 日赤の地区事業に関する事
- ・ 民生委員・児童委員に関する事

保護課

- ・ 生活保護法に定める保護の措置に関する事
- ・ 生活困窮者自立支援に関する事

こども相談課

- ・ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に関する事
- ・ 必要な調査並びに各種診断(社会診断・心理診断・医学診断・行動診断)に関する事
- ・ 調査、診断に基づき必要な指導に関する事
- ・ 児童の一時保護に関する事
- ・ 施設入所等の措置に関する事
- ・ 障害児施設等の利用契約に関する事
- ・ 市町村における児童家庭相談の対応支援に関する事
- ・ 里親に関する事

(3) 各給室課別・職種別職員数一覧

ア 所属別一覧

令和3年4月1日現在

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤							合 計		
	部 長	総 室 長	次 長	総 括 主 幹 (課 長)	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非 常 勤 事 務 員	臨 時 事 務 手	母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員	婦 人 相 談 員	医 療 扶 助 相 談 ・ 指 導 員	就 労 支 援 相 談 員		嘱 託 医	小 計
管 理 職	1	1	2									4								0	4
指 導 予 防 課					1	1	1	1	1			5	2							2	7
生 活 衛 生 課				1		2			2			5	1							1	6
健 康 増 進 課					1		1	5	5			12	1						1	2	14
福 祉 調 整 課							1	2				3	1		1	1				3	6
保 護 課					1		1	5				7					1	1	2	4	11
こ ども 相 談 課					1	1	1	4				7								0	7
合 計	1	1	2	1	4	4	5	17	8	0	0	43	5	0	1	1	1	1	3	12	55

※上記のほか、精神科医師1名（精神保健福祉センター本務）在籍

イ 職種別一覧

区分 職種	正 職 員											臨時・非常勤							合 計		
	部 長	総 室 長	次 長	総 括 主 幹 (課 長)	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非 常 勤 事 務 員	臨 時 事 務 手	母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員	婦 人 相 談 員	医 療 扶 助 相 談 ・ 指 導 員	就 労 支 援 相 談 員		嘱 託 医	小 計
医 師		1										1							3	3	4
獣 医 師				1		2			1			4								0	4
保 健 師					1		1		4			6								0	6
薬 剤 師					1				2			3								0	3
管理栄養士									1			1								0	1
保 育 士												0								0	0
心理判定員						1	1					2								0	2
福 祉								6				6								0	6
一般事務	1		2		2	1	3	11				20	5		1	1	1	1		9	29
合 計	1	1	2	1	4	4	5	17	8	0	0	43	5	0	1	1	1	1	3	12	55

※上記のほか、精神科医師1名（精神保健福祉センター本務）在籍

4 令和3年度組織目標

(1) 地域健康福祉部の組織目標

新型コロナウイルス感染症から地域住民の命と健康を守るための健康危機管理体制の整備を最重要課題としつつ、地域住民が「健やか力」の向上を目指して健康で長生きし、安心して子どもを産み育てられる地域になるための適時適切な保健・医療・福祉サービスの提供体制の充実・強化

(2) 各総室・各課の組織目標

ア 保健総室

- ①健康危機管理体制の確保
- ②食品衛生及び生活衛生の推進
- ③下北地域健康なまちづくりの推進及び誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり
- ④財務事務の適正執行

(ア) 指導予防課

- ①健康危機管理体制の確保
- ②医療事故防止のための立入検査の強化
- ③薬事事故防止のための監視指導の強化
- ④財務事務の適正執行

(イ) 生活衛生課

- ①食品衛生の推進
- ②生活衛生の推進

(ウ) 健康増進課

- ①感染症対策の体制整備及び取り組み強化
- ②子どもの肥満対策を中心とした下北地域健康なまちづくりの推進
- ③保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進
- ④行政保健師・行政栄養士の人材育成と市町村保健師活動の充実

イ 福祉こども総室

- ①福祉各法に係る財務事務の適正実施
- ②生活保護業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ③様々な環境にある児童や家庭に対する支援の強化
- ④青森県型地域共生社会の実現への取り組み強化

(ア) 福祉調整課

- ①母子父子寡婦福祉制度の適正執行

(イ) 保護課

- ①業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ②就労支援プログラムの実施
- ③収入未済額の減少

(ウ) こども相談課

- ①相談・援助活動の充実・強化
- ②相談対応職員の専門性の向上
- ③子どもを産み育てやすい環境づくり
- ④児童福祉施設との連携強化
- ⑤家庭的養護の促進
- ⑥収入未済解消の促進

5 令和3年度相談等日程表

(1) 保健総室

- ・精神保健福祉相談 精神科医による相談 年5回
- ・療育相談 年4回
- ・エイズ相談 毎月 第3水曜日
- ・ウイルス性肝炎検査 毎月 第3水曜日
- ・結核接触者健診（X線検査） 指定日
 （QFT検査） 毎月 第3水曜日

（一部、異なる月もあります。）

（前もって予約が必要な相談等もあります。）

(2) 福祉こども総室

- ・身体障害者巡回診査（福祉調整課） 年1回
- ・医学診断（こども相談課） 毎月第1火曜日

（前もって予約が必要です。）

6 令和3年度各総室行事予定

月	保健総室	福祉子ども総室
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結核診査協議会 (毎月第2・第4木曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付審査会(随時) ○ 下北郡民児協監査会 ○ 子ども相談課受理・判定・援助方針会議 (毎週火曜日=3月まで) ○ 医学診断(毎月第1火曜日=3月まで) ○ むつ警察署第1回情報交換
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生責任者講習会(11日、12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉週間(5～11日) ○ 郡民児協通常総会(書面開催)
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生責任者講習会(17日) ○ 下北地方保健協力員連絡会第1回役員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所長会議(こどもみらい課) ○ 第1回児童相談所業務検討会 ○ むつ地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会 ○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会連絡協議会総会 ○ ひとり家庭等就業・自立支援会議 ○ 管内市町村児童相談巡回支援 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会 ○ 大間地区犯罪被害者支援ネットワーク会議 ○ 県内児童相談所児童心理司会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品夏期一斉取締り ○ 青森県薬物乱用防止指導員むつ地区協議会 (書面開催) ○ 保健師連絡会議(1回目) ○ 食品衛生責任者講習会(8日) ○ 食品衛生推進員講習会(15日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回県内児童相談所長会議 ○ 各市町村要対協代表者会議 ○ むつ警察署第2回情報交換 ○ 地域自立相談支援ネットワーク会議 ○ 児童福祉施設等訪問調査(7月～9月) ○ 婦人・家庭相談員及び母子・父子自立支援員等業務連絡会議 ○ 養育費専門相談員等研修会 ○ 北海道・東北六県婦人保護研究協議会 ○ 身体障害者巡回検査
8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生月間 ○ 在宅医療・介護連携推進事業市町村等担当者会議 ○ 新任保健師研修(1回目) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国児童相談所長会議・所長会総会 ○ 家事関係機関との連絡協議会 ○ 下北里親会サロン ○ 青森県戦没者追悼式 ○ むつ市地区暴力追放推進協議会定時総会

月	保健総室	福祉こども総室
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食生活改善推進員連絡協議会合同研修会 ○ 給食施設巡回指導（3月まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北ブロック児童福祉司研究協議会 ○ 東北ブロック児童心理司研究協議会 ○ 第1回滞納者検討会議 ○ 親子ふれあい交流会 ○ 下北里親会サロン
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健関係者研修（新型コロナウイルス感染症対策研修会） ○ 食品衛生責任者講習会（19日） ○ 市町村等精神保健福祉関係者連絡会議 ○ 下北地方保健協力員連絡会研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法施行事務監査 ○ 東北・北海道児童相談所業務研究協議会 ○ むつ警察署第3回情報交換 ○ 青森県母子寡婦福祉大会 ○ 母子・父子自立支援員等業務研修会 ○ 全国母子父子自立支援員研修会 ○ 下北里親会レクリエーション ○ 里親講演会
11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村栄養改善業務支援事業連絡調整会議・研修会 ○ 食品衛生責任者講習会（25日、29日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下北郡民生委員児童委員研修会
12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品年末一斉取締り ○ 地域生活支援広域調整会議 ○ 母子保健ネットワーク会議 ○ 認知症地域連携懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北・北海道児童相談所長会議 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等業務連絡会議及び婦人相談員業務連絡会 ○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会 ○ 下北里親会（相互交流会） ○ 少年保護関係機関との連絡協議会
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健医療推進協議会及び同保健対策部会合同会議（地域・職域連携推進協議会） ○ 保健師連絡会議（2回目） ○ 青森県献血推進員研修会（むつ地区） ○ 青森県薬物乱用防止指導員委嘱交付式（むつ地区） ○ 食品衛生責任者講習会（12日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子寡婦父子福祉資金貸付業務監査 ○ むつ警察署係第4回情報交換 ○ 地方福祉事務所長会議 ○ 下北里親会サロン
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下北地方保健協力員連絡会役員会（2回目） ○ 新任保健師研修（2回目） ○ 地域新型インフルエンザ等対策協議会 ○ 地域災害医療対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回児童相談所業務検討会議 ○ 第2回滞納者検討会議
3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 下北郡民児協役員会 ○ 母子・父子自立支援員等研修会 ○ 生活保護担当課長及び査察指導員等会議 ○ 下北里親会役員会 ○ 第2回県内児童相談所長会議

7 地域健康福祉部の歳入・歳出の状況（令和2年度）

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分担金 及び 負担金	民 負 担 金	児 童 福 祉 費	子ども自立センター みらい費	54,000	54,000		
			児童心理治療施設等 措置費	903,400	457,800		445,600
			里親・母子生活支援施設・ 児童養護施設措置費	889,040	778,140		110,900
			知的障害児等措置費	26,400	26,400		
		過年度収入	知事部局	1,273,774	53,000		1,220,774
使用料 及び 手数料	環境保健 使用料	土地建物等	保健所	4,500	4,500		
諸収入	延滞金	延滞金	こどもみらい課	20,450	0		20,450
		過年度収入	知事部局	1,490	0		1,490
	雑 入	総務費	情報公開	20	20		
		民生費	生活保護費	8,370,804	5,675,449		2,695,355
		過年度収入	知事部局	27,085,611	3,018,779	44,219	24,022,613
		雑入	知事部局	13,180	13,140		40
合 計				38,642,669	10,081,228	44,219	28,517,222

イ 証紙収入

(単位：円)

款	目	節	細節	件数	金額	摘要
使用料 及び 手数料	環 境 保 健 手 数 料	証 明	総務学事課	71	51,450	
		医 薬 費	医療施設等許可	4	101,000	
			麻薬免許	63	253,300	
			医薬品医療機器等	23	206,400	
		生 活 衛 生 費	受胎調節認定	0	0	
			食品関係営業許可	287	3,738,100	
			興業場営業許可	2	38,000	
			公衆浴場営業許可	2	44,000	
			旅館営業許可	3	36,800	
			理容所等開設検査	5	80,000	
			クリーニング所開設検査	3	48,000	
			建築物衛生管理者登録	6	220,000	
		自然保護費	温 泉	8	224,800	
合 計				477	5,041,850	

ウ 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	社会福祉総務費	155,300	77,750	77,550
	福祉事務所費	2,574,360	2,357,367	216,993
	老人福祉費	507,600	5,876	501,724
	婦人福祉費	111,000	43,620	67,380
	地域福祉費	140,400	140,400	0
	児童福祉総務費	767,480	260,892	506,588
	児童措置費	7,000,000	2,211,580	4,788,420
	児童相談所費	2,649,000	1,767,313	881,687
	ひとり親家庭等福祉費	66,000	19,505	46,495
	障害児福祉費	5,000	5,000	
	生活保護総務費	2,545,000	2,075,410	469,590
	扶助費	302,350,000	297,836,858	4,513,142
	救助費	270,000	270,000	
	小計	319,141,140	307,071,571	12,069,569
環境保健費	結核対策費	1,416,872	1,179,274	237,598
	予防費	1,690,840	978,055	712,785
	母子保健対策費	364,080	150,337	213,743
	精神保健福祉費	651,748	244,306	407,442
	生活習慣病対策費	449,900	345,480	104,420
	食品衛生費	637,000	624,708	12,292
	生活衛生総務費	513,300	513,296	4
	生活衛生指導費	84,000	84,000	
	保健所費	14,034,808	12,773,780	1,261,028
	医務費	489,653	94,669	394,984
	薬務費	165,000	152,605	12,395
	企画調整費	309,013	188,593	120,420
	自然保護総務費	27,000	27,000	
小計	20,833,214	17,356,103	3,477,111	
合計	339,974,354	324,427,674	15,546,680	

(2) 特別会計

ア 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
諸収入	母子福祉資金貸付金収入	現年度入	元金	28,412,751	28,131,967		280,784
		過年度入	元金	5,189,243	521,167		4,668,076
			利子	51,666	168		51,498
	寡婦福祉資金貸付金収入	現年度入	元金	133,872	133,872		
	父子福祉資金貸付金収入	現年度入	元金	325,548	325,548		
合計				34,113,080	29,112,722		5,000,358

イ 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
母子父子寡婦福祉資金貸付費	指導調査費	220,000	162,000	58,000
	母子福祉資金貸付費	23,000,000	9,055,500	13,944,500
	寡婦福祉資金貸付費	600,000		600,000
	父子福祉資金貸付費	3,500,000	1,472,000	2,028,000
合計		27,320,000	10,689,500	16,630,500